

# 青森県報

号外第五十八号

令和二年  
五月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 海区漁業調整委員会

- 青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程……(事務局)…
- 右 同……………(同)…
- 西部海区管内(津軽海峡海域)におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………(同)…

## 海区漁業調整委員会

### 青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

令和二年五月十五日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松 本 光 明

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県東部海区漁業調整委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

一 主任専門員

第十六条第五項中「主査」の下に「主任専門員」を加える。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

### 青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号

青森県海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公示する。

令和二年五月十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角 田 順 一

青森県海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月三十日青森県西部海区漁業調整委員会公示第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

一 主任専門員

第十六条第五項中「主査」の下に「主任専門員」を加える。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

### 青森県西部海区漁業調整委員会指示第七号

青森県西部海区管内(津軽海峡海域)におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和二年五月十五日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 角 田 順 一

一 操業の制限

次の1(一)及び2に掲げる海域及び2に掲げる期間においては、動力漁船を使用し、及び十二月一日以降の1(一)に掲げる海域のうち、青森県東津軽郡外ヶ浜町字三尻尻

神埼に設置した標柱（以下「尻神埼標柱」という。）と北海道松前郡池ノ岱山頂とを結ぶ線及び尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線と挟まれた海域で共同漁業権漁場以外の海域において、3に掲げる遵守事項に従って操業する場合は、この限りではない。

1 制限海域

- (一) 次の点ア、ケ、コ、サ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びこれ以外の西共第三一号共同漁業権漁場
- (二) 次の点シ、ケ、コ、サ、エ、オ、カ、ク及びブスの各点と最大高潮時海岸線とに囲まれた青森県西部海区管内の区域
- ア 青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点
- イ 点アと北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点
- ウ 点イと青森県下北郡大間埼突端とを結ぶ線と、尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
- エ 青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と点ウとを結ぶ線と、点オから正西の線との交点
- オ 青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線上同高野埼灯台中心点から三マイルの点
- カ 青森県西共第三一号共同漁業権基点四八号から真方位一度五分の線と点キと点クとを結ぶ線との交点
- キ 青森県東津軽郡明神埼灯台中心点
- ク 点イと青森県下北郡大間埼突端とを結ぶ線と、青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
- ケ 点イと点アとを結ぶ線上点イから一・五マイルの点
- コ 点ウと尻神埼標柱とを結ぶ線上点ウから一・五マイルの点
- サ 以下に示す直線AとBの交点
  - 直線A 尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線
  - 直線B 青森県東津軽郡高野埼灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線上同高野埼灯台中心点から一・八マイルの点と、青森県東津軽郡外ヶ浜町字三尻尻神帯島に設置した標柱から真方位三五二度三〇分二、八〇〇メートルの点を結ぶ線
- シ 北海道松前郡白神岬灯台中心点
- ス 北海道北斗市葛登支岬灯台中心点

2 制限期間

六月一日から翌年二月末日までとする。

3 操業者の遵守事項

- (一) 操業者は、漁業協同組合及び道県等適宜の範囲の操業者により船団を構成しなければならない。
  - (二) 操業者は、青森県西部海区管内の漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、まぐろ一本釣り漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。なお、協定締結当事者は、(一)で示す船団の代表者とする。
- 二 指示の有効期間
- 令和二年六月一日から令和四年二月二十八日までとする。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円